令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会		
監査の種類	社会福祉法人指導監査		
監 査 実 施 日	令和6年8月29日		
実地・書面の別	実地		
監 査 担 当 課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課		

総評

・ 補正予算を編成する場合は、理事会及び評議員会の決議を受けること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	補正予算について、定款の定めにより理事総	
数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認		
を得なければならないとされているが、会長専		
決により補正し、事後に理事会及び評議員会で		
決議しているものがあった。		
ついては、予算変更の必要がある場合には、補		
正予算を作成し、理事会及び評議員会の決議を		
受けること。		
また、緊急な対応が必要な場合などは、決議		
の省略により意思決定を受ける、又は流用や予		
備費の活用などによること。		
なお、本件については前回も文書指摘してお		
り、その際、貴法人は「今後は、予算の補正に		
ついては、理事会及び評議員会の承認決議を得		
ることとする」と回答しているものの改善され		
	ていないので、必ず改善すること。	
	(定款第38条)(経理規程第18条、第20条、第	
21条)		
	(法第45条の9第10項によって準用される一	
	般法人法第194条、法第45条の14第9項によっ	
て準用される一般法人法第96条)		
	留意事項2 (2)	